#### 愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の災害時におけるブロック塀等の倒壊及び転倒による被害を未然に防止することを目的として、倒壊等の危険性のあるブロック塀等を撤去又は撤去に併せ安全な工作物等を設置する者に対し、補助金を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和 55 年愛川町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 道路 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第2条に規定する道路及び建築基準法 (昭和 25 年 法律第 201 号) 第42条第1項又は第2項に規定する道路をいう。
  - (2) 危険ブロック塀等 道路に面し、道路面から1メートル以上の高さを有する塀及び 門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造したもののうち、この要綱に定めるブロック塀点検表(第1号様式)において危険ブロック塀等と判定されたものをいう。
  - (3) 安全な工作物等 生垣、フェンス、その他町長が認める工作物等をいう。
  - (4) 撤去 既存の危険ブロック塀等を除却又は道路面から65センチメートル以下の 高さまで 取り除くことをいう。
  - (5) 耐震化 既存の危険ブロック塀等を撤去すること又は撤去に併せて安全な工作物等を設置することをいう。
  - (6) 町内施工業者 町内に事業所を置き、かつ、当該事業所の所在地が明記された見積書及び領 収証書を発行できる民間業者をいう。

(補助の対象者)

- 第3条 補助の対象者は、町内に存する危険ブロック塀等を現に所有又は管理する者(以下「所有者等」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
  - (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が危険ブロック塀等の撤去を行う場合
  - (2) 所有者等が、町の他の要綱の適用を受け、町の負担により、危険ブロック塀等の撤去を行う場合
  - (3) 危険ブロック塀等が設置されている場所において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた ことのある場合

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、所有者等が自ら管理する危険ブロック塀等を町内施工業者により耐震化 する事業とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、当該危険ブロック塀等の耐震化に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の2分の1以内で、撤去の場合は10万円を、撤去に併せ安全な工作物等を設置する場

合は20万円をそれぞれ限度とし、予算の範囲内で町長が定めるものとする。

- 2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を行う前に愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書(第2号 様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 案内図
  - (2)配置図
- (3) 現況の写真
- (4) ブロック塀点検表
- (5) 見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条に定める申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を 決定したときは、その決定内容及び条件等を愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により通知し、交付しないと決定したときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(交付決定者の義務)

第8条 前条に定める交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、 危険 ブロック塀等の撤去後に建築基準法に違反する工作物を設置してはならない。

(申請の変更又は取下げ)

- 第9条 交付決定者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付(変更・取下げ)申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前条に定める申請に基づいて交付決定内容の変更又は取り消した場合は、愛川町危険 ブロック塀等耐震化補助金交付決定(変更・取消し)通知書(第5号様式)により交付決定者に 通知するものとする。

(完了実績報告)

- 第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助 金事業完了実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければなら ない。
  - (1) 危険ブロック塀等の耐震化に係る費用の領収書の写し
  - (2) 危険ブロック塀等の耐震化を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) 交付決定通知書の写し
- (4)前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に定める完了実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めるときは、補助金額を確定し、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金額確定通知書(第7号様式。以下「確定通知書」という。)により、 交付決定者に通知するものとする。

(請求)

- 第12条 交付決定者は、前条に定める通知があった場合は、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を請求するものとする。
  - (1) 交付決定通知書の写し
  - (2) 愛川町危険ブロック塀等耐震化費補助金交付決定(変更・取消し)通知書の写し(変更決定がある場合に限る。)
- (3)確定通知書の写し

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第14条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全 部若しくは一部を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、愛川町危険ブロック塀等耐震 化補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項に定める通知をした者が、既に補助金の交付を受けている場合、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 前項の規定による補助金の返還は、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金返還命令通知書(第 10 号様式)を交付決定者に通知し、行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

申請者名	:
点 検 日	:

〇各点検項目に従って点検し、A~Dを求めましょう。

<ul><li>○ 合点模項目に従って点</li><li>A. 基本性能の点検</li></ul>	NIX し、A	こっして不のよしょう。			
			基準点	== / 二 上	
点検項目	10年	L进	<u>基</u> 华	評価点	職員確認欄
<b>油笠冬の左</b> 粉	10年		1	-	
		以上、20年未満	5	1	
	20年	<u>从上</u>			
高さの増積み	なし		10	2	
	あり		*		
使用状況		として使用	10	3	
基礎 (塀下の擁壁を含む)	工留の、	外壁等を兼ねて使用	0		
基礎	あり	良好	10	1	
(塀下の擁壁を含む)	+>1	根入れ深さ等不十分(確認不能)	*	4	
( )   ( )   ( )   ( )	なし	NT	<u>*</u>		
根の言と	1. 2r			1	
塀の高さ		nを超え2.2m以下 - * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	10	5	
		nを超える	0		
ねる原と	15 cr		10		
塀の厚さ	1 2 cr		8	6	
	10 cr	n	5		
透かしブロック	なし		10	7	
	あり		5	_	
鉄筋	あり	+ = 7 (IL)	10	8	
		在認不能)	*		
控え壁・控え柱・直交	あり なし		1 0	9	
壁	5	_			
かさ木	10	100			
	なし		5	-	
A. 基本性能值(①~⑪o				A =	
B. 壁体の外観点検(外稿	観係数)		44 344 I- 341	== !== != !!!	THE THE THE THE
点検項目	1 6 1		基準係数	評価係数	職員確認欄
全体の傾き	なし		1. 0	(11)	
	あり		0. 7		
ひび割れ(亀裂)	なし		1. 0	(12)	
	あり		0. 7	<u> </u>	
欠け、はく離、損傷	なし		1. 0	13)	
	あり		0. 7	Ü	
著しい汚れ(風化・劣	なし		1. 0	14)	
化)	あり		0. 7		
外観係数(①~④の最も		<b>山</b> 係数)		B=	
C. 壁体の外観点検(耐)	刀係数)		44 yez vivi	-1 1 vi	THE D TO THE PERSON
点検項目	1		基準係数	耐力係数	職員確認欄
n > 1	動かなし		1. 0	1	
ぐらつき	わずかに		0.8	C=	
	大きく重	助く	0. 5		
D. 保全状況の点検(保:	全係数)		T	1 = .	1 =
点検項目	1.		基準係数	保全係数	職員確認欄
	1 +- 11		1. 5	1	1
転倒防止対策等の有無	あり なし		1. 0	D=	

総合評点の算定								
基本性能值(A)	×	外観係数(B)	×	耐力係数(C)	×	保全係数(D)	=	総合評点
	×		×		×		=	

# 総合評点

〇総合評点から、点検結果を判定しましょう。

総合評点	判定	今後の対応	チェック欄
7 0 点以上	安全と思われる	3~5年後にまた点検しましょう	
5 5 点以上~ 7 0 点未満	一応安全と思われる	1年後にまた点検しましょう	
4 0点以上~ 5 5点未満	注意が必要	精密点検を行い、再度判定するか、 転倒防止対策等を講じましょう	
40点未満	危険である	早急に転倒防止対策を講じるか、撤去 しましょう	

- ・ 愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受ける条件である、「危険ブロック 塀等」とは、総合評点が55点未満のものです。
- ・ 点検表内の基準点※印に該当する場合は、総合評点の点数に関わらず「危険ブロック塀等」となります。

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書

年	月	日

愛川町長 殿

 (申請者) 氏
 ガナ 名

 住 所
 電 話 ( )

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第6条の規定により、次のブロック塀等の耐震化 について補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1	耐震化する	所 在 地	愛川町			
	危険ブロッ ク塀等	塀の種類	塀 (例)ブロック塀、石積塀、万年塀など			
		ブロック塀 点検表評点	点 ※の有無 □有 □無			
0	<b>山洼柳</b> 丽	見積金額	円(税抜)			
2	中萌慨安	申請概要 補助申請額 円				
		□愛川町危険ブロ ません。	ック塀等耐震化補助金交付要綱第3条各号のいずれにも該当し			
3	添付書類	<ul><li>□現況のカラー写もの)</li><li>□ブロック塀点検</li><li>□見積書の写し</li></ul>	・ク塀等の延長及び高さ、道路との位置関係が分かるもの。) 写真(申請対象ブロック塀等の全体が確認でき、撮影日が分かる 意表 (補助対象工事とその他の工事を分けたもの。) ほに必要と認めるもの(			

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書

愛都第号年月日

殿

愛川町長

囙

年 月 日付けで申請のあった愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金の交付について、 次のとおり決定したので、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第7条の規定により通知 します。

補助事業の名称	愛川町危険ブロック塀等耐震化補助事業
交付決定金額	
交付決定番号	年 月 日 愛都 第 号
交 付 の 条 件	1 申請書類に虚偽の記載がある場合、交付決定を取り消すことがあります。 2 年 月 日までに「愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金事業完了実績報告書(第6号様式)」及び「愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(第8号様式)」に必要書類を添付し、補助金の交付を請求してください。 3 その他、愛川町補助金の交付等に関する規則及び愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の定めに従ってください。

#### 第4号様式(第9条関係)

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付(変更・取下げ)申請書

年 月 日

愛川町長 殿

(申請者)氏 名

住 所

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第9条の規定により、次の危険ブロック塀等耐震 化事業の内容について、(変更・取下げ)の申請をします。

1	交付決定番号	年 月 日 愛都 第 号	
2	変更又は取下げの理由 □変更 □取下げ		
3	変 更 の 内 容 (変更の場合)		
4	添 付 書 類 (変更の場合)	□変更内容がわかる図面 □見積書の写し(補助対象工事とその他の工事を分けたもの。) □その他町長が必要と認めるもの ( )	

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定(変更・取消し)通知書

愛都 第 号 年 月 日

殿

愛川町長

印

年 月 日付けで提出のあった、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付(変更・取下げ)申請書について、次のとおり決定したので、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業の名称	愛川町危険ブロック塀等耐震化補助事業								
交付決定番号	年 月 日 愛都 第 号								
変更又は取下げの理由									
変 更 の 内 容 (変更の場合)									

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金事業完了実績報告書

年 月 日

愛川町長 殿

(報告者) 氏 名

住 所

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付決定を受けた 補助対象事業が完了したので、同要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

1	交付決定番号	年 月 日 愛都 第 号
2	完了年月日	年 月 日
3	交付決定額①	
4	補助対象費用 (実績額)	
5	補助金確定額 (実績額)	
6	不 用 額	
7	添付書類	□ブロック塀等の耐震化に係る費用の領収書の写し □カラー写真(ブロック塀等の耐震化を行った部分の施工前、施工中、施工 後が確認でき、撮影日が分かるもの。) □愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し □その他町長が必要と認めるもの()

# 愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金額確定通知書

愛都	第	卢
年	月	Е

(申請者)

殿

愛川町長

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第10条の規定により実績報告を受けた次の事業について、同要綱第11条の規定により次のとおり確定しましたので通知します。

補助事業の名称					称	爱	川町危险	ダブロッ	ク塀等而	大震化補	前助事業	É	
交	付	決	定	番	号	年	£		日	愛都	第	号	
補	助	対	象	費	用								
補	助	金	確	定	額								

# 愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書

年 月 日

愛川町長 殿

(請求者) 氏 名

印

住 所

年 月 日付け 愛都第 号により確定通知を受けた補助金について、愛川町危険 ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

, <del>и</del>	子则及口册	57亚人门女	r M 分 T T A V M C C S J H A C S J 。					
交付言	青 求 額							
添付	添付書類		□愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し □愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定(変更・取消し)通知 (変更決定がある場合に限る。)の写し □愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金額確定通知書の写し					
	口座名義	人						
振	金融機関	名						
込 み ロ 座	支店名							
	口座の種類	別						
	口座番号							

愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定取消通知書

愛都 第 号 年 月 日

殿

愛川町長 印

年 月 日付け 愛都第 号により通知した補助金の交付決定について、次のとおり決定の一部・全部を取り消すこととしたので、愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

補	助	事	業	の	名	称	愛川町危険ブロック塀等耐震化補助事業								
交	付	決	兌	<u> </u>	番	号	年	<u> </u>	月	日	愛都	第	号		
交	付		決	定	-	額									
交	付 決	定	を』	取 消	すす	額									
取	消		の	理	1	由									

#### 第10号様式(第14条関係)

### 愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金返還命令通知書

愛都第号年月日

殿

愛川町長

年 月 日付け 愛都第 号により交付した補助金について、次のとおり返還するよう命ずる。

1	交付決定番号	年	月	日	愛都	第	号
2	返還の理由						
3	返還すべき 補助金の金額						
4	期限	年	月		日まで		

#### (注意)

返還金は、納入通知書により期限までに納付してください。